

議案第42号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和4年6月9日提出

磐田市長 草地博昭

磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

別表建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請の項中「第5項」を「第7項」に、「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、

一戸建ての住宅 （人の居住の用 以外の用途に供 する部分を有し ないものに限る。 以下この部及び 次の部において 同じ。）	住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合	15,000円
	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	52,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸

		数」という。)が 1戸のもの 15,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 26,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの 42,000円
	住宅性能評価書又は確認書 を添付しない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 52,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 118,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの 187,000円
一戸建ての住宅	確認書を添付する場合	22,000円
	確認書を添付しない場合	77,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	確認書を添付する場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 22,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの

を

		38,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの 61,000円
	確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 77,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 176,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの 280,000円

一戸建ての住宅 (人の居住の用 以外の用途に供 する部分を有し ないものに限る。 以下この部及び 次の部において 同じ。)	住宅性能評価書(住宅の品 質確保の促進等に関する法 律(平成11年法律第81 号)第5条第1項に規定す る評価書をいう。以下この 部及び次の部において同 じ。)又は確認書(住宅の 品質確保の促進等に関する 法律第6条の2第3項に規 定する確認書をいう。以下 この部及び次の部において 同じ。)を添付する場合	15,000円
--	--	---------

	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 15,000円
		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 26,000円
		一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 41,000円
		一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの 67,000円
	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 51,000円
		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 115,000円
		一棟当たりの申請戸数が6戸以上1

に

		0戸以下のもの 183,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 359,000円
一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書 を添付する場合	22,000円
	住宅性能評価書又は確認書 を添付しない場合	75,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書 を添付する場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 22,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 37,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上1 0戸以下のもの 60,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 99,000円
	住宅性能評価書又は確認書 を添付しない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 75,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5

		戸以下のもの 172,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上1 0戸以下のもの 273,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 538,000円

改め、同表長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更に係る認定の申請の項中「長期優良住宅建築等計画」を「長期優良住宅建築等計画等」に、

一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	12,000円
	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	31,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 12,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 21,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの 34,000円

	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 31,000円
		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 67,000円
		一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの 107,000円
一戸建ての住宅	確認書を添付する場合	17,000円
	確認書を添付しない場合	45,000円
一戸建ての住宅以外の住宅	確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 17,000円
		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 30,000円
		一棟当たりの申請戸数が6戸以上のもの 49,000円
	確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 45,000円
		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの

を

		99,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上の もの
		159,000円

一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	12,000円
	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	30,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 12,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 20,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上1 0戸以下のもの 33,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 51,000円
	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 30,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5

		戸以下のもの 65,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上1 0戸以下のもの 104,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 197,000円
一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書 を添付する場合	17,000円
	住宅性能評価書又は確認書 を添付しない場合	44,000円
一戸建ての住宅 以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書 を添付する場合	一棟当たりの申請 戸数が1戸のもの 17,000円
		一棟当たりの申請 戸数が2戸以上5 戸以下のもの 29,000円
		一棟当たりの申請 戸数が6戸以上1 0戸以下のもの 48,000円
		一棟当たりの申請 戸数が11戸以上 のもの 75,000円

に

住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 44,000円
	一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 97,000円
	一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 155,000円
	一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの 295,000円

改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号。以下「改正法」という。）附則第1条第4号に定める日（令和4年10月1日）から施行する。ただし、別表建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請の項の改正規定及び同表建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請の項の改正規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和4年法律第44号）附則第1条第2号に定める日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の磐田市手数料条例の規定により申請を受け付けた別表長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請の項及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画変更に係る認定の申請の項に規定する手数料については、なお従前の例による。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行				改正案				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
手数料を徴収する事項				金額 (1件につき)	算定区分			
略				略				
建築基準法第85条第5項の規定に基づく仮設建築物の建築の許可の申請				120,000円	1申請につき1件とする。			
略				略				
建築基準法第87条の3第5項の規定に基づく建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の許可の申請				120,000円	1申請につき1件とする。			
長期優良住宅の普及の促進に関	住宅を新築する場合	一戸建ての住宅（人の居住用途に供する部分を有	住宅性能評価書（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する評価書をいう。以下この部及び次の部において同	15,000円	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出の場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の	

現行				改正案				
する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第5項までの	しないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合	額に加算する。	しないものに限る。以下この部及び次の部において同じ。）	じ。）又は確認書（住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書をいう。以下この部及び次の部において同じ。）を添付する場合	額に加算する。		
		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	52,000円		住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	51,000円		
	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	15,000円	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請に係る戸数（以下この部及び次の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの	15,000円
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	26,000円

現行					改正案						
規定に基づく長期優良住宅建築等計画に係る認定の申請			一棟当たりの申請戸数が6戸以上 —のもの	42,000円				一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	41,000円		
			(追加)					一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの	67,000円		
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの				52,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	51,000円
				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの				118,000円		一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	115,000円
				一棟当たりの申請戸数が6戸以上 —のもの				187,000円		一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	183,000円
								(追加)		一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの	359,000円
	住宅を新築する場	一戸建ての住宅	—確認書を添付する場合	22,000円	住宅を新築する場	一戸建ての住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	22,000円	住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	75,000円	
			—確認書を添付しない場合	77,000円							

現行					改正案				
合 以 外 の 場 合	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	確 認 書 を 添 付 す る 場 合	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの	22,000円	合 以 外 の 場 合	一 戸 建 て の 住 宅 以 外 の 住 宅	住 宅 性 能 評 価 書 又 は 確 認 書 を 添 付 す る 場 合	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの	22,000円
			一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの	38,000円				一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの	37,000円
			一棟当たりの申請戸 数が6戸以上 _のもの	61,000円				一棟当たりの申請戸 数が6戸以上10戸以 下のもの	60,000円
		(追加)		一棟当たりの申請戸 数が11戸以上のもの			99,000円		
		確 認 書 を 添 付 し な い 場 合	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの	77,000円			住 宅 性 能 評 価 書 又 は 確 認 書 を 添 付 し な い 場 合	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの	75,000円
			一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの	176,000円				一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの	172,000円
一棟当たりの申請戸 数が6戸以上 _のもの	280,000円		一棟当たりの申請戸 数が6戸以上10戸以 下のもの	273,000円					
(追加)		一棟当たりの申請戸 数が11戸以上のもの	538,000円						
長	住	一戸	住宅性能評	12,000円	長	住	一戸	住宅性能評	12,000円

現行					改正案				
期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長	宅を新築する場合	建ての住宅	価書又は確認書を添付する場合		期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条の規定に基づく長	宅を新築する場合	建ての住宅	価書又は確認書を添付する場合	
			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	31,000円				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	30,000円
	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円	一戸建ての住宅以外の住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	12,000円	
			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	21,000円			一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	20,000円	
			一棟当たりの申請戸数が6戸以上	34,000円			一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	33,000円	
			—のもの				一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの	51,000円	
			(追加)				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合		
			一棟当たりの申請戸数が1戸のもの	31,000円			住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合	30,000円	
	一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	67,000円	一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	65,000円					

現行					改正案					
期優良住宅建築等計画変更に係る認定の申請	住宅を新築する場合以外の場合	一戸建ての住宅以外住宅	確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が6戸以上 _のもの 107,000円 (追加)	住宅を新築する場合以外の場合	一戸建ての住宅以外住宅	住宅性能評価書又は確認書を添付する場合	一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 104,000円	期優良住宅建築等計画変更に係る認定の申請	
				一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの 197,000円						
				17,000円				住宅性能評価書又は確認書を添付する場合		17,000円
				45,000円				住宅性能評価書又は確認書を添付しない場合		44,000円
				一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 17,000円				住宅性能評価書又は確認書を添付する場合		一棟当たりの申請戸数が1戸のもの 17,000円
				一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 30,000円						一棟当たりの申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 29,000円
				一棟当たりの申請戸数が6戸以上 _のもの 49,000円 (追加)						一棟当たりの申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 48,000円
										一棟当たりの申請戸数が11戸以上のもの 75,000円

現行					改正案				
			<u> </u> 確 認書を添付 しない場合	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの <u> 45,000円</u>				<u>住宅性能評 価書又は確 認書を添付 しない場合</u>	一棟当たりの申請戸 数が1戸のもの <u> 44,000円</u>
				一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの <u> 99,000円</u>					一棟当たりの申請戸 数が2戸以上5戸以 下のもの <u> 97,000円</u>
				一棟当たりの申請戸 数が6戸以上 <u> </u> <u> </u> のもの <u> 159,000円</u>					一棟当たりの申請戸 数が6戸以上10戸以 下のもの <u> </u> <u> </u> のもの <u> 155,000円</u>
				(追加)					一棟当たりの申請戸 数が11戸以上のもの <u> </u> <u> </u> のもの <u> 295,000円</u>
略					略				

**磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
(長期優良住宅建築等計画認定手数料等の改正)**

1 概 要

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（長期優良住宅法）の改正の背景

- ① 建築行為がない既存住宅
 優良な既存住宅の認定制度創設により、流通時等の付加価値を高める
- ② 共同住宅等の住戸面積
 小規模な世帯の増加等を踏まえ、実態に即した面積基準に改正する

上記改正に伴い、認定申請手数料の改正を行います

2 主な改正内容

項 目	手数料条例の改正内容	長期優良住宅法等の改正内容
① 認定対象 の拡大	● 既存住宅の維持保全計画認定 手数料を新設（「住宅を新築 する場合以外」と同額）	● 建築行為がない既存住宅の認定制度を 創設（法第 5 条第 6・7 項の追加） 【現行】増改築がなければ、認定できない
② 共同住宅等 の申請区分 の変更	● 【現行】 ・「6 戸以上」 <u>最大 9 戸</u> ※ 【改正】 ・「6 戸以上 10 戸以下」 ・「11 戸以上」 <u>最大 12 戸</u> ※	● 共同住宅等の住戸面積基準の改正 【現行】床面積 55m ² /戸以上 【改正】床面積 40m ² /戸以上
③ 手数料 の改正	● 認定の申請手数料の改正 (県と同額で設定)	● 県が認定の申請手数料を見直し (人件費単価の減少)

※市の認定対象は「延床面積 500 m²以下（木造の長屋等）」で、それ以外は県が認定

3 スケジュール

- ① 令和 3 年 5 月 28 日 改正長期優良住宅法 公布
- ② 令和 4 年 5 月 12 日 例規審査委員会
- ③ 令和 4 年 6 月議会 手数料条例の改正上程
- ④ 令和 4 年 10 月 1 日 改正長期優良住宅法 施行
 改正手数料条例 施行